２　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定国	輸出する行為を制限する旨
第31498号 令和８年１月14日	Oryza sativa L.	サキホコレ	秋田県 秋田県秋田市山王四丁目１番１号	なし	登録品種につき品種の育成に関する認護をしている国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する。

○**経済産業省告示第二号**

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、令和七年経済産業省告示第百五十三号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）の全部を次のように改正し、令和八年一月十五日から施行する。

令和八年一月十四日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　城内　実

災害名	地域	指定の期間
令和七年台風第十五号等に伴う災害	静岡県 静岡市 焼津市 牧之原市 榛原郡吉田町	令和七年九月五日から令和八年四月十四日まで

○**国土交通省告示第三十号**

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月十四日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年一月十四日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名　中央自動車道西宮線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）
滋賀県犬上郡多賀町大字敏満寺字斧磨四四〇番から同県犬上郡多賀町大字敏満寺字北裏五八三番九まで	最大	延長（メートル） 一六一
	最小	五四
	前	七四三
	最大	一六六
	後	最小　五五

○**国土交通省告示第三十一号**

海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第八条の規定に基づき、令和七年十一月二十日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月十四日

国土交通大臣　金子　恭之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第M－254号	船舶発生油等焼却設備	ＯＳＶ－600ＳＡＩ	株式会社サンフレ	アンモニアを含有する廃油に対応した仕様（ＯＳＶ－600ＳＡＩ－Ａ）の追加

○**国土交通省告示第三十二号**

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和七年十二月二十二日付けをもって次のように型式承認したので、海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月十四日

国土交通大臣　金子　恭之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第M－311号	硫黄酸化物放出低減装置に備える連続確認装置	ＧＡＡ610－Ｍ	ABB Engineering (Shanghai) Ltd.	No. 4528 Kangxin Highway, Pudong New District. Shanghai 201319 People's Republic of China

○**国土交通省告示第三十三号**

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき告示する。

令和八年一月十四日

国土交通大臣　金子　恭之

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
株式会社浪速ポンプ製作所　福井事業所	福井県坂井市三国町池上112	ポンプ（油圧ポンプを除く。）	令和7年11月28日から令和12年11月27日まで

○**国土交通省告示第三十四号**

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の七十、第二十九条ノ三第三項及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十の規定に基づき、American Bureau of Shippingから登録事項の変更の届出があったので、船舶安全法第二十五条の七十、第二十九条ノ三第三項及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

令和八年一月十四日

国土交通大臣　金子　恭之

American Bureau of Shippingから登録事項の変更の届出があった件

㈠　代表者の氏名の変更

変更前	クリストファー　ジェイ　ウェーニキィ
変更後	ジョン・マクドナルド

㈡　変更年月日　令和八年一月一日

○**東北地方整備局告示第三号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月十四日

東北地方整備局長　西村　拓